

第 3 8 回制度設計専門会合 事務局提出資料

「小売市場モニタリング（仮称）」について

令和元年 5 月 3 1 日（金）



【目次】

1. 議論の振り返り（論点全体像）

2. 小売市場における競争の近況

3. 「小売市場モニタリング（仮称）」の導入について

4. スイッチング手続期間の短縮について

論点（全体像）

- 顧客が新電力にスイッチングする際に、スイッチング元事業者が取り戻し営業を行い、その価格が新電力には対抗困難なものとなっているとの指摘があった。これを踏まえ、昨春以降、本専門会合において、スイッチング情報の目的外利用の禁止等の措置を講じた。
- 本日は、小売市場における廉売等に対する今後の対応についてご議論を頂きたい。

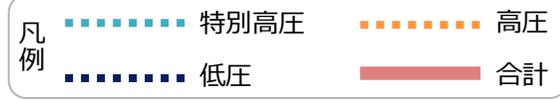
論点		主な検討ポイント	第34回制度設計専門会合事務局資料（4-1）より一部加工
論点 ①	スイッチング情報の営業活動等への利用	<ul style="list-style-type: none"> ● スwitchング情報の営業活動等への利用について、具体的なルール化を実施。 	
論点 ②	②-1 スイッチング時の通信端末工事の運用変更	<ul style="list-style-type: none"> ● 現時点では、初回のスイッチングの際に、新事業者からの供給開始に先立って行っている通信端末設置工事の実施時期について、スイッチング完了後とする運用を行う場合に、当該運用を新事業者の選択制とするのか、原則とするのか等、具体的な運用方法について検討する必要がある。 	
	②-2 通信端末工事の短縮/託送契約手続き	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、4～6週間程度を要している旧一電（送配電部門）が行う高圧※の通信端末工事の短縮化に向けて、内容の詳細を確認・精査する必要がある。 ● 現在、5～10日程度を要している新事業者と旧一電（送配電部門）との間の高圧の託送契約手続きの短縮化に向けて、内容の詳細を確認・精査する必要がある。 	
論点 ③	差別的廉売行為に関する対応の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 差別的廉売行為の対象を、スイッチング期間中の需要家のみとするかそれ以外の需要家も対象とするのかを検討する必要がある。 ● 廉売と判断する価格の算定方法について検討する必要がある。 ● 上記内容を検討するために、旧一般電気事業者の小売部門に対し、スイッチング期間中に提示した提案内容等について調査を実施している。 	

※スイッチング支援システムを用いた高圧500kW未満を指す

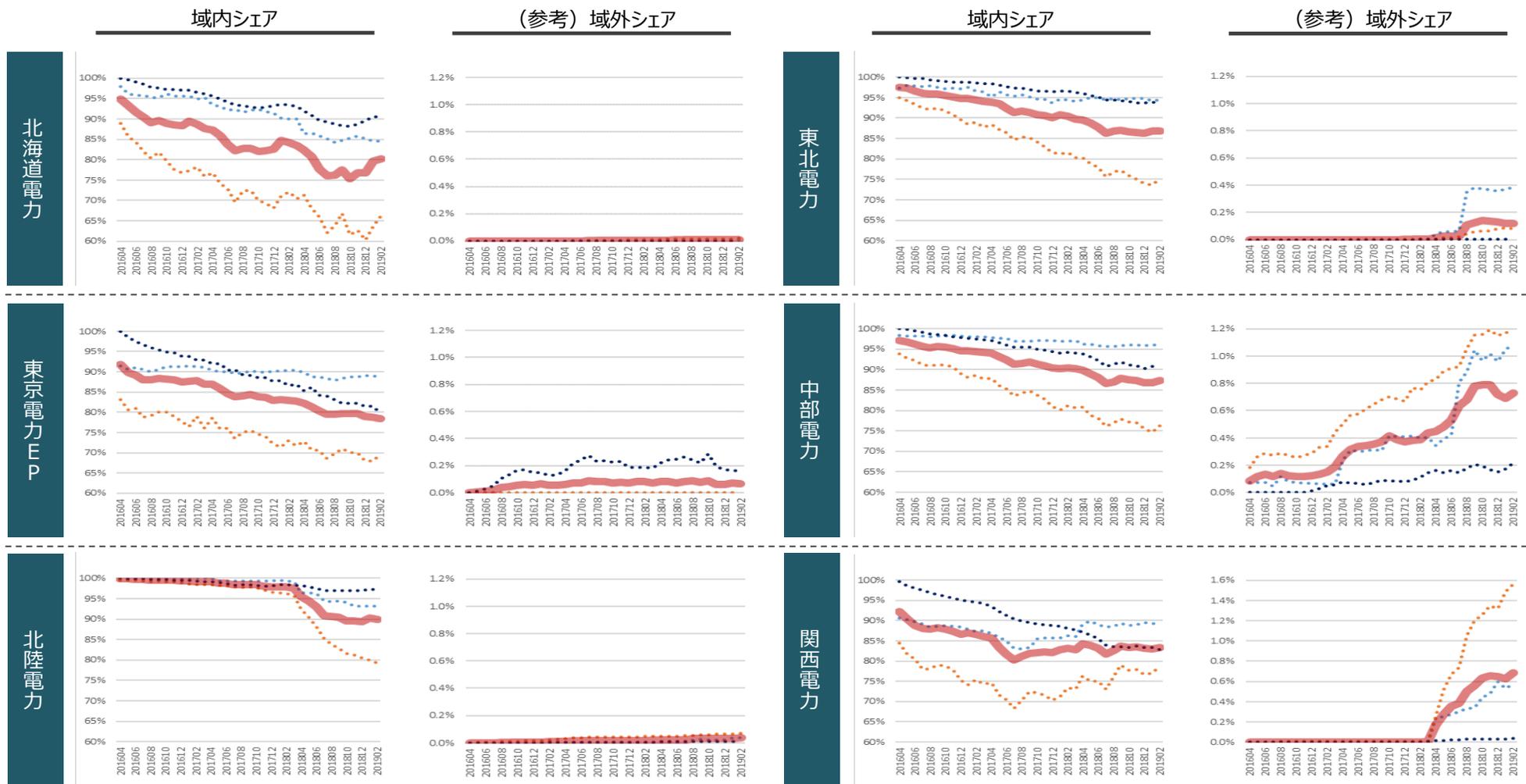
【目次】

- 1. 議論の振り返り（論点全体像）**
- 2. 小売市場における競争の近況**
- 3. 「小売市場モニタリング（仮称）」の導入について**
- 4. スイッチング手続期間の短縮について**

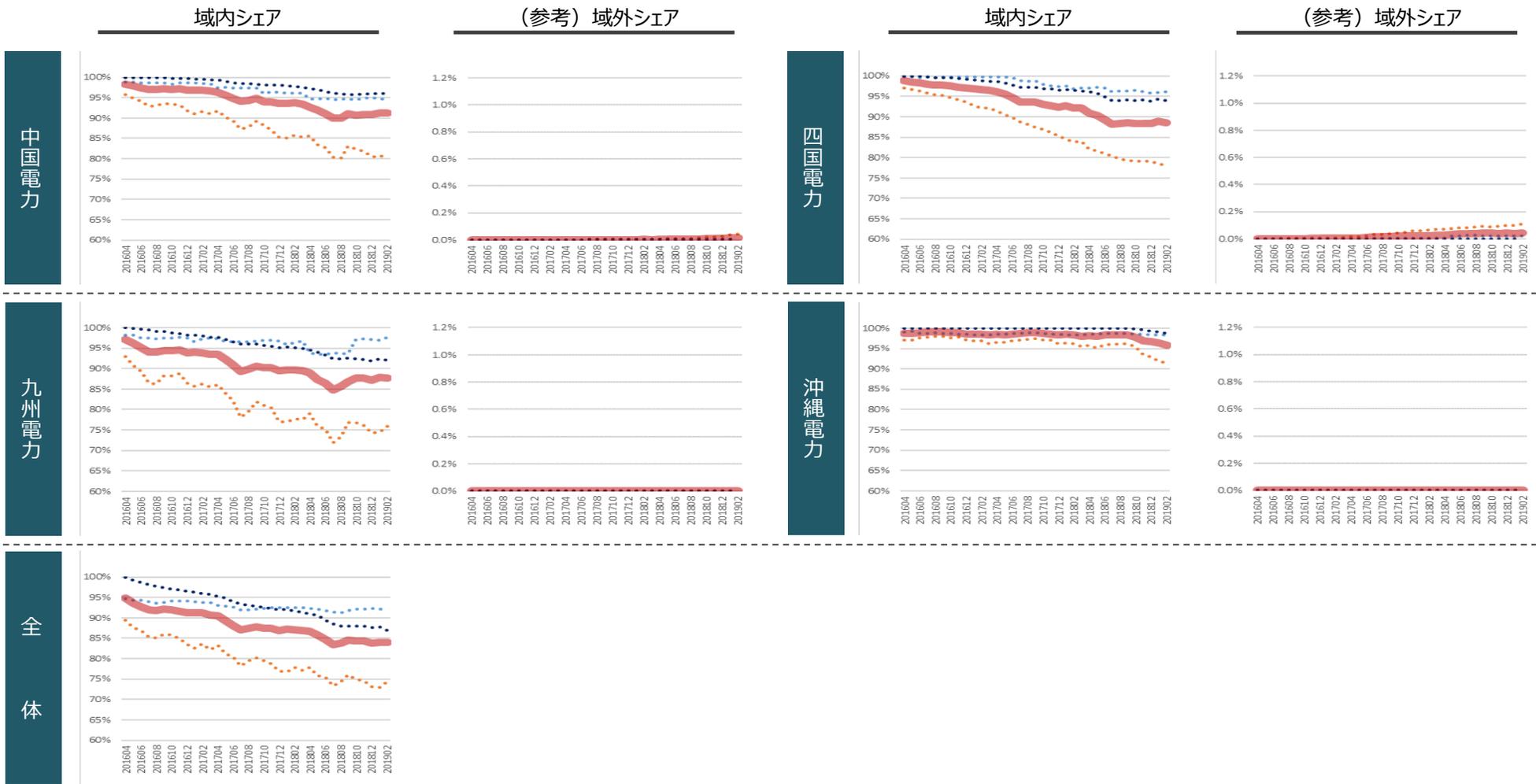
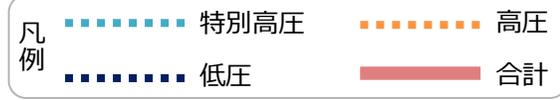
旧一般電気事業者シェアの推移 ～販売電力量ベース（1/2）



- 域内シェアの販売電力量は、全体として新電力が着実に増加し、旧一般電気事業者のシェアが減少しているものの、一部エリアでは旧一電のシェアが増加に転じている。また、一部の旧一般電気事業者はエリア外に本格的に進出しつつある。



旧一般電気事業者シェアの推移 ～販売電力量ベース（2/2）



2018年度の公共入札における競争の状況

～まとめ

- 2018年4月から2019年1月に実施された公共入札について、旧一電、新電力別の落札割合を調査した。この結果、旧一般電気事業者は前年（※2）と比べ増加し、新電力は減少している。また、総合単価（※1）が10円未満（※3）の落札率は、前年と比べ新電力が増加し、旧一般電気事業者は減少している。

※3 2018年同期間の卸スポット市場平均価格（システムプライス）は10.0円であり、また、LNG火力発電所（新電力も新規に建設可能）のLNG火力発電所の建設可能コストは、発電コスト検証WG（平成27年）において、13.7円/kWhとされている。平均的な可変費+固定費も10円前後であると考えられる。

入札エリア	落札割合				10円未満の落札率			
	旧一般電気事業者※4		新電力		旧一般電気事業者		新電力	
	2018年	前年増減	2018年	前年増減	2018年	前年増減	2018年	前年増減
全国	53.2%	+11.4%	46.8%	-11.4%	1.9%	-1.5%	1.1%	+1.1%
東京	34.5%	-5.6%	65.5%	+5.6%	1.4%	+1.4%	0.7%	+0.7%
中部	67.8%	+19.7%	32.1%	-19.8%	0.0%	±0%	0.0%	±0%
関西	58.2%	-2.9%	41.8%	+2.9%	5.4%	-7.5%	6.3%	+5.8%
九州	83.8%	+48.2%	16.2%	-48.1%	0.6%	+0.6%	0.0%	±0%

※1 総合単価 [円/kWh] * 1,2,3 = (基本料金[円/kW] × 契約電力[kW] + 従量料金[円/kWh] × 使用量[kWh]) / 使用量[kWh]

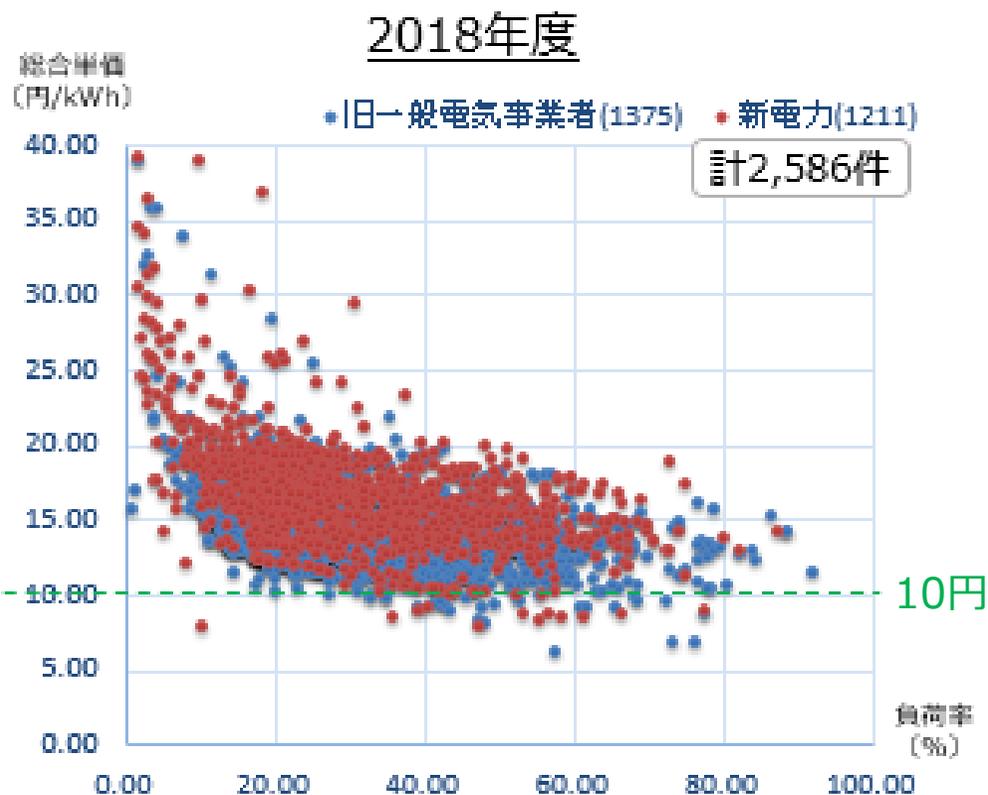
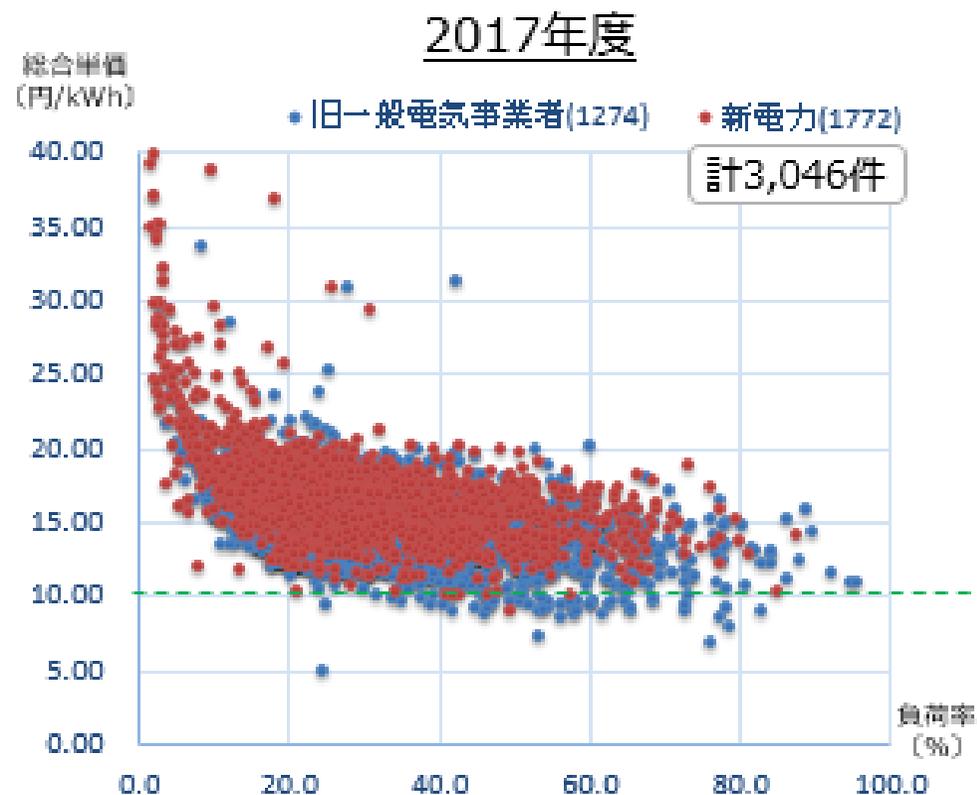
* 1:消費税除く、* 2:託送料金[円/kWh]は含み、* 3:燃料調整費[円/kWh]は除く

※2 2017年度の期間は、2017年4月～2018年3月の1年単位

※4 落札した旧一般電気事業者には、当該エリア以外の旧一般電気事業者も含まれる

【出所】：電気新聞による公共入札データ（高圧以上）に基づき事務局にて作成

(参考) 旧一電・新電力における公共入札落札価格分布



落札割合

旧一般電気事業者 : 41.8%
新電力 : 58.2%



旧一般電気事業者 : 53.2% (+11.4%)
新電力 : 46.8% (-11.4%)

※1 総合単価 [円/kWh] * 1,2,3 = (基本料金[円/kW] × 契約電力[kW] + 従量料金[円/kWh] × 使用量[kWh]) / 使用量[kWh]

* 1:消費税除く、* 2:託送料金[円/kWh]は含み、* 3:燃料調整費[円/kWh]は除く

※2 2017年度の期間は、2017年4月~2018年3月の1年単位

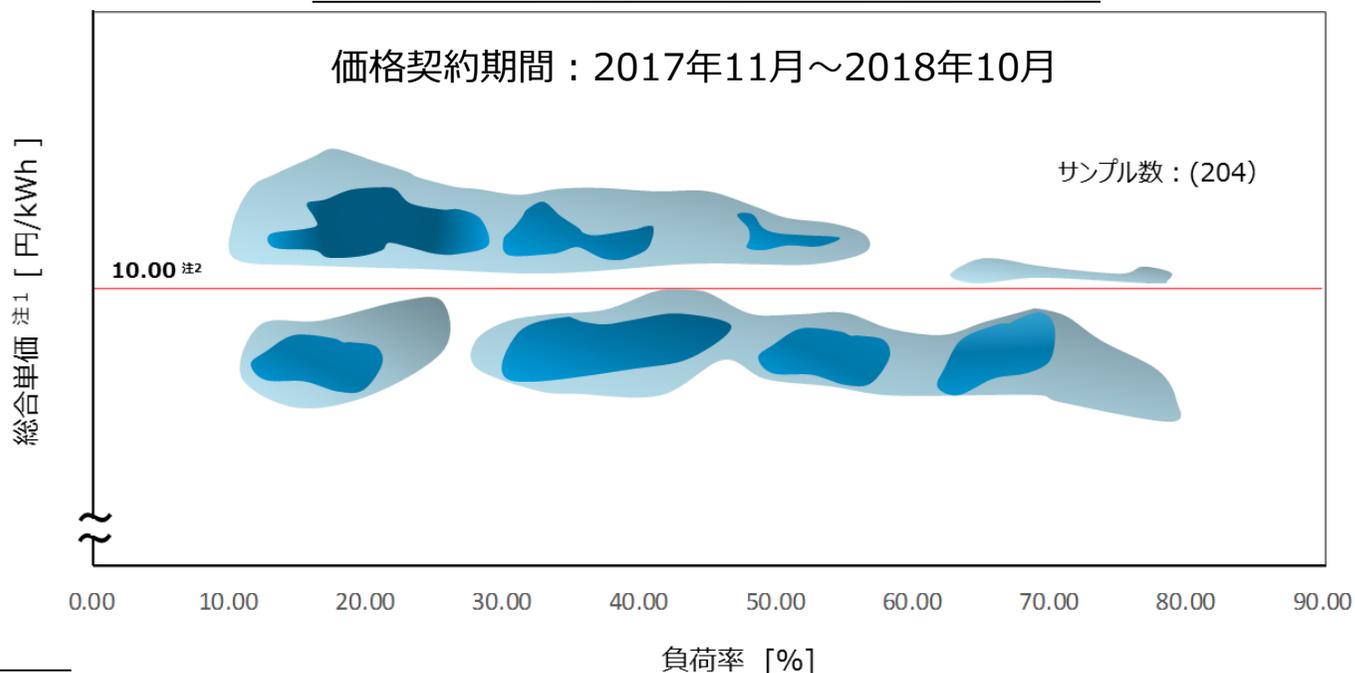
※4 落札した旧一般電気事業者には、当該エリア以外の旧一般電気事業者も含まれる

【出所】：電気新聞による公共入札データ（高圧以上）に基づき事務局にて作成

最近の価格競争の状況について

- 事務局において、公共入札を含む小売契約について、複数の大手新電力からの情報提供を受けた200件あまりの具体的契約事例（情報提供の対象期間は昨年1月から11月まで）について、該当する旧一般電気事業者の契約価格を調査した。この結果、総合単価（消費税・託送・燃調除き）で10円を下回る価格帯が多くみられた。なお、ここ数ヶ月はこのような著しく低い対価による競争は減少しているとの指摘もあることに留意する必要がある。

旧一電の契約価格の分布（事務局調査※1、2）



※1 総合単価 [円/kWh] * 1,2,3 = (基本料金[円/kW] × 契約電力[kW] + 従量料金[円/kWh] × 使用量[kWh]) / 使用量[kWh]

* 1: 消費税除く、* 2: 託送料金[円/kWh]は除く（なお、P6,7のデータは託送含みであり、水準について単純な比較はできないことに留意）

* 3: 燃料調整費[円/kWh]は除く（燃調の基準時点はエリア毎に異なりうるため、総合単価は必ずしも実際の需要家負担を示しておらず、エリア間比較にも一定の注意を要することに留意）

※2 大手新電力から寄せられた申告にかかる顧客の契約について、該当する旧一電（4社）に照会し、回答を得たもの（任意調査）。

申告対象には限定がなく、「取り戻し営業」以外のもの（例えば、官公庁の入札）も含まれる。契約価格には、託送料金は含まず、燃料費調整額が別立てとなっている場合もある。

価格競争の状況について

～直近の契約価格の動向

- 直近の契約価格動向について、複数の大手新電力から事務局が聞き取ったところ、一部エリアにおいては、依然として契約価格は安値である状況は変わりはないものの、全体としては上昇の傾向がみられるとの意見がある。

新電力

旧一電の契約価格の直近動向（事務局聞き取り）

A社

- 当社が法人需要家に対して、初期に提示した価格から大きく下回る価格水準を以ってして、旧一電が営業攻勢をかける事案は散見される。ただし、廉売とまで断言出来るほどのレベル感とは言い難い面もある。

B社

- 2018年度下期にかけて当該エリアにおける旧一電の公共入札の落札価格は、上昇傾向にあり、概ねJEPX卸価格以上である。ただし、平日昼間の使用割合が高いと思われる低負荷率帯に対しては、安価な価格提示をしており、その領域ではJEPX価格以下の価格が散見される。

C社

- 直近半年間における高圧の相対価格は、旧一電の小売価格はエリアプライス以上の水準であった。2017年と比して、低圧を含む全体としてもエリアプライス以下の価格は、確認できない。

D社

- 高圧の相対価格は、直近でも依然として旧一電による安値提示が散見される。旧一電の需要家への価格提示においては、従量料金は従来の価格水準をベースとしながら、基本料金は0円未満とするような提示が散見される。

【目次】

1. 議論の振り返り（論点全体像）
2. 小売市場における競争の近況
3. 「小売市場モニタリング（仮称）」の導入について
4. スイッチング手続期間の短縮について

差別的廉売行為に関する当面の対応について

～差別的廉売の背景・直近の状況

＜差別的廉売が生じる背景事情－電源アクセスの非対称性など＞

- 旧一般電気事業者が原子力、水力等の可変費が非常に安価な電源を有している一方で、新電力はそのような電源に対して、現状ではアクセスが困難であり※、かつ自ら建設することも容易ではない状況にある。こうした状況において、旧一般電気事業者が、新電力との競争が激しい領域においてのみ、差別的な廉売を行う場合、通常、新電力の事業は困難になることも考えられることから、小売市場における公正な競争が損なわれる恐れがあるのではないかと。なお、このような廉売が可能となる背景には、旧一般電気事業者発電部門が小売部門に対して不当な内部補助が存在する可能性にも留意する必要がある。

※ B L 電源へのアクセスに関しては、下記の通り、本年7月にB L市場の開設（受け渡しは来年度）が予定されている。

- 加えて、仮に、卸市場における支配力や不当な内部補助、また電源アクセスの非対称性が存在しなくとも、他の財の競争と同様に、電力小売市場における有力な地位を有する事業者が、その地位を利用して、新規参入者との競争領域においてのみ、差別的廉売を行うことは一般的に問題となりうるか。

＜直近の状況＞

- 公共入札については、新電力による対抗が困難と考えられる10円以下の水準での旧一般電気事業者による入札は、直近数ヶ月においては、減少しているとの指摘がある。取り戻し営業についても、同様に、スイッチング情報の目的外利用を禁止する小売営業GLの改正後、減少しているとの指摘がある。
- また、本年7月にBL市場の開設を予定しており、電源アクセスの公平性が改善されることが期待される。（受渡しは来年度）

差別的廉売行為に関する当面の対応について

～これまでの議論振り返り

＜経過措置料金専門会合における議論＞

- 「電気の経過措置料金に関する専門会合」のとりまとめ（平成31年4月23日）において、経過措置料金（規制料金）の存否の判断基準における一つの考慮要素として、競争環境の持続性が挙げられた（他の考慮要素として、「消費者等の状況」と「十分な競争圧力の存在」の2点が挙げられている）。
 - 具体的には、
 - ✓ 卸市場における市場支配力を有する事業者が社内小売部門に対して、不当な内部補助を行い、当該内部補助を受けた小売部門が廉売などの行為を行うことによって、小売市場における競争を歪曲し※1、結果として、小売市場における地位を維持し、又は強化するおそれがあること。
 - ✓ このような不当な内部補助を防止するため、社内外取引の無差別性を実効性のある形で確保することが最も有力で現実的な手段であること。
 - ✓ 今後、社内価格算定の実効性・信頼性の確保方法や社内外価格の乖離についての経済合理的な見地からの判断基準について、具体的な検討を深めていくことが必要であることがとりまとめられている。
- ※1 典型的には、新電力の事業を困難にするおそれがある程度に小売市場における競争を歪めることが考えられるとされている。
- また、③「不当な内部補助」に該当するかは、廉売などの行為によって小売市場における競争の歪曲の有無を判断する必要があることから、これらの状況を適切に把握するため、具体的な小売価格のモニタリングを行う必要があり、その具体的枠組みは適切な場で検討されていくこととされている。

(参考) 「電気の経過措置料金に関する専門会合」のとりまとめ (平成31年4月23日)

～競争的環境の持続性関連部分抜粋

(基本的な考え方)

- 我が国電力市場においては、旧一般電気事業者が発電設備の大宗を保有している一方で、新電力は、自身では電源を保有しないことが多く、特に、安価な電源の多くは、同様に旧一般電気事業者が保有・長期契約しており、新電力によるアクセスが困難な状況にある。このような状況を前提とすれば、小売市場における競争を持続的に確保する上では、電源アクセスのイコール・フティングが確保され、かつ中長期的に継続することが重要となる。
- 電源アクセスに関する取引条件については、旧一般電気事業者小売部門と新電力との間で公平となる環境を整備していく必要があるものと認められる。仮に、こうした環境が整備されず、旧一般電気事業者の発電部門が自社小売部門に対して、電源調達面で不当な内部補助を行い、内部補助を受けた旧一般電気事業者小売部門は廉売を行うといった行為が行われることによって、小売市場における地位を維持し、又は強化することとなる場合には、小売市場における競争の持続性に影響を及ぼしうる。
注) 一般論として、競争法理の上で、内部補助を行うことそれ自体が直ちに問題となるということではない。ただし、ある市場(例えば、卸電力市場)において市場支配力を有する事業者が、相当規模の内部補助を背景として、隣接する市場(例えば、小売市場)において、廉売、抱き合わせ販売その他の行為(他の市場における市場支配力を隣接する市場において梃子として不当に利用する行為)を実際に行う結果として、(その行為の規模、継続期間等にもよるが)競争者の事業を困難にし、又は、そのおそれがある場合などには、市場支配力の濫用等として問題となる。

(不当な内部補助の防止策について)

- 小売市場における競争の歪曲をもたらす「不当な内部補助」は、具体的には、卸市場において市場支配力、を有する旧一般電気事業者における発電部門から小売部門への内部補助であって、小売市場における競争を歪曲化する程度³のもの(典型的には、新電力の事業を困難にするおそれがある程度に小売市場における競争を歪めるもの)と考えることが適当である。

(社内外取引の無差別性の確保—基本的な考え方)

- 一般に、発電事業者が取引価格を設定する場合においては、社内取引、社外取引を問わず、発電事業の総コストを下回らない範囲で、取引所内外の卸市場の市場価格(厳密には、機会費用)をベースとした上で、個別の取引条件の差異をも加味して、利潤を最大化できるように価格を設定することが経済合理的である。
- 卸市場における市場支配力を有する旧一般電気事業者に関して社内外価格の無差別性(具体的には、価格その他の取引条件に経済合理性の乏しい差異が見られない状態)を確保するためには、上記の基本的な考え方をも踏まえつつ、社内価格が信頼性のある形で適切に算定された上で、さらに、必要に応じて、行政当局が内外無差別性の実情を適切な考え方の下に検証し、必要があれば、その是正を求めていく必要がある。

(社内取引価格の算定)

- 社内取引価格の適切な算定に当たって、垂直統合会社である旧一般電気事業者については、発電部門と小売部門の間で法的な意味での取引は存在しないため、社内取引について価格その他の取引条件は必ずしも明確にはならない可能性がある。したがって、「社内取引価格」の算定等の実効性、信頼性を確保する観点から、旧一般電気事業者の小売部門が発電部門に実態として求めている条件(供給期間や需給に応じた引取量増減に関するオプション性、電源紐づけの有無等)等を行政当局として把握しつつ、その適切な算定方法に関する具体的な考え方について今後整理していく必要がある。
- その上で、社内取引価格が少なくとも発電部門における実体的な全てのコストを下回らない範囲で、社内で明確かつ合理的に設定されていることが経済合理的であると考えられることや、小売部門においても社内取引価格が実体を伴ってコストとして計上されていることを確認することが必要であることも踏まえ、その中長期的な観点も含めた算定等の状況を日常的に継続して管理し、必要に応じて、客観的に確認される状況とすることが重要である。
- こうした確認を実際に行う際に必要となる情報としては、例えば、卸市場における市場支配力を有する旧一般電気事業者における、発電部門、小売部門の収支構造等を適切な期間毎に把握していくことも考えられる。引き続き、その効果や事業者の負担の程度等も適切に考慮しつつ、検討が深められる必要がある。

(社内取引における内外無差別性の担保に向けた今後の進め方)

- 社内価格算定の実効性・信頼性の確保方法や、社内外価格の乖離についての経済合理的な見地からの判断基準については、今後、その詳細について、引き続き、具体的な検討を深めていく必要がある。この検討結果については、ガイドラインその他の文書とすることが関係者の予測可能性の確保の観点から有益である。

差別的廉売行為に関する当面の対応について ～小売市場モニタリング（仮称）の導入と趣旨

<小売市場モニタリングの導入>

- このような状況変化を踏まえると、差別的廉売について価格面に着目した一律の規制上の運用、または措置※¹を行うことは、将来的な状況によっては必ずしも否定されないものの、当面、それに代わるものとして、小売市場における公正な競争が行われているか否かを適切に把握するために、必要なモニタリングを行うこととしてはどうか（小売市場モニタリング（仮称））。

※1 明確に可変費割れの不当廉売に該当する場合など、必要に応じて、個別事案のエンフォースメントを行うことは現時点でも否定されない。

<小売市場モニタリングの趣旨>

- 小売市場モニタリングは、小売市場における競争の持続性の観点を含め、競争の状況を把握し、その上で廉売行為などに関する電気事業法上の規制の運用や電源アクセスなどに関する政策について、所要の措置を講ずる必要があるか否かを適切に判断することを可能とすることを目的としてはどうか※²。具体的には一定の価格水準を目安としつつ、競争者からの申告を踏まえ、取引条件等を含め、その実態を行政当局が重点的に把握することとしてはどうか。なお、本取組の中で、個別具体的に法令上問題となる事例、または、そのおそれがある事例を把握した場合には、監視等委員会において指導、勧告等を行う、または、公正取引委員会に情報提供することも考えられる。併せて、不当な内部補助の存否に関する判断の基礎とすることも考えられる。

※2 現時点においては、小売営業ガイドライン上の問題となる行為（「競合相手を市場から退出させる目的での不当に安い価格での小売供給」）の成立要件については、典型的には、可変費を下回ることが成立要件の一つになるものと考えられるが、本モニタリングの状況を踏まえ、必要と判断される場合には、事業法上の規制運用の在り方を改めて検討することは考えられるのではないか。

「小売市場モニタリング（仮称）」の実施について（案）

～考えられる論点（全体像）

- 今後、小売市場モニタリング（仮称）について検討を具体化していくにあたっては、以下の論点が考えられる。今後、議論を深めて参りたい。

論点

主な検討ポイント

今回議論の範囲

	論点	主な検討ポイント
モニタリング対象・基準の基本的枠組みの考え方	論点① モニタリング対象者	<ul style="list-style-type: none"> 通常、問題となりうる廉売をどのように考え、モニタリング対象とする事業者の範囲について、どのように設定することが考えられるか。
	論点② モニタリング対象とする小売価格の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 経済合理性が乏しい等と考えられる取引価格は、どのような基準をもとに判断されることが考えられるか。
	論点③ 廉売その他不正行為に係るモニタリングの考え方	<ul style="list-style-type: none"> 廉売行為以外においても、廉売を誘発するようなその他不適切な取引条件の存在が考えられ、そのような取引条件を内容とする小売契約もモニタリング対象とすることも考えられるか。
モニタリング調査の方法	論点④ 取得すべき情報の項目	<ul style="list-style-type: none"> 小売電気事業者からの申告のあった契約について、どのような場合に何を調査するか。例えば、モニタリング対象とする小売価格以下となる契約について、当該契約を締結した小売事業者に対して、契約内容、取引時期、取引条件、卸取引の状況等を確認することもあるか。
	論点⑤ モニタリング対象小売契約についての調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 当該対象者において、廉売その他の不公正な取引が疑われた際、法的根拠に基づく報告徴収を含め、どのような聴取の方法が考えられか。
モニタリング調査結果の取り扱い	論点⑥ 公表の方法	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング状況の結果の公表内容についてどのように考えるか。例えば、エリア毎の申告件数、指導件数など公表されることが考えられるか。
	論点⑦ その他の対応	<ul style="list-style-type: none"> 廉売その他の不公正取引が疑われた際、どのような対応が考えられるか。仮に指導等を行うとした場合にはどのような考え方に基づいて行うことが考えられるか。 なお、廉売事例が少数にとどまったり、時間的に限定されている場合には、必ずしも、不当廉売は成立しないものと考えられるか。

「小売市場モニタリング（仮称）」の実施について（案） ～考えられる論点(1/2)

論点①：モニタリング対象者

- 小売市場における競争を歪めるという意味で、問題となりうる廉売は、通常、①卸市場における市場支配力を有する旧一般電気事業者が不当な内部補助を通じそれを梃子として、その市場支配力を小売市場において利用する場合、及び②小売市場において有力な地位を有する事業者（旧一般電気事業者以外にも新電力も含みうる）による場合が考えられる。
- これら2点を考慮すると、モニタリング対象とする事業者の範囲について、どのように考えるか。
（例）
 - ✓ 旧一般電気事業者及びその関係会社。なお、旧一般電気事業者の関係会社については、事業規模の基準（出資比率等）を具体化する必要がある。
 - ✓ 小売市場において有力な地位を有する小売事業者（旧一般電気事業者に限らない）。なお、適当な地理的範囲における電圧区分毎のエリアシェアなど何らかの絞り込みを行うことも考えられるか。

「小売市場モニタリング（仮称）」の実施について（案）

～考えられる論点(2/2)

論点②：モニタリング対象とする小売価格水準

- 全ての小売価格ないし申告案件についてモニタリングを継続することは実務上、困難であり、事業者の負担にもなることから、競争の持続性の観点から踏まえ競争の状況を把握するとのモニタリングの趣旨を踏まえて、その対象を適切な範囲に限定することが必要になると考えられる。
 - この点、旧一般電気事業者か否かを問わず、卸市場価格※1以下で小売供給を行うことは、卸市場で売却した方が利潤が期待できるという意味で、通常※2、経済合理性が乏しい可能性があると考えられる。また、このような小売供給に対抗することは、スポット市場を主たる調達源とする新電力にとっても、また、LNG火力発電所を建設した新電力※3にとっても、継続的に取り得る戦略とはならず事業継続を困難にするおそれがある（競争が持続的ではない）と考えられる可能性があることにも留意する必要があるのではないか。
- ※1 卸市場価格の正確な算定に当たっては、取引所・スポット市場のみならず、取引所外の卸相対取引の価格をも勘案することが望ましいと考えられるが、現状では、相対取引の価格情報を取得する仕組みは我が国では存在しない。ただし、卸相対取引も市場価格（先渡を含む）を参照し、機会費用やリスク等を勘案して行われることが合理的と考えられる。
- ※2 例外事由として、例えば、卸市場の流動性が十分ではなく卸市場における円滑な売却が期待できない場合、新規参入者が知名度向上等のため一時的に廉売を行う場合、ある事業者が前年度に顧客に対して著しく安価な小売価格で電気を供給していた場合に当年度における激変緩和を図る必要がある場合が考えられる。
- ※3 現状では、新電力が大規模な発電所を建設する際に最も現実的な選択肢はLNG火力発電所であり、その固定費等を含めた維持費は発電コスト検証WG（平成27年）時点では、13.7円程度とされている。
- このような状況を踏まえ、モニタリング対象とするべき小売価格の水準についてどのように考えるか。なお、卸市場価格以下で売却することが、直ちに独禁法ないし電事法上、不当廉売と評価されるものではないことに留意する必要がある。

【目次】

1. 議論の振り返り（論点全体像）
2. 小売市場における競争の近況
3. 「小売市場モニタリング（仮称）」の導入について
4. スイッチング手続期間の短縮について

スイッチング手続期間の短縮について（1 / 2）

- 第34回制度設計専門会合において、取り戻し営業に関連する論点のうち、論点②－2 託送契約手続き/通信端末工事の短縮については今後の議論としていた。この点についても本日までご議論いただきたい。

論点 1：高圧の託送契約手続きの短縮

- 第32回制度設計専門会合では、高圧の託送契約手続きについては、各社の処理期間に差があるが、トッパーナーの処理期間に合わせるべきではないか、現在の処理期間を短縮すべきではないかのご意見を頂いた。ご議論を踏まえて、標準処理期間を以下の通りとするよう、まずは一般送配電事業者に運用の変更を求めることとしてはどうか。

➤ 対象事業者：全ての一般送配電事業者

➤ 高圧の託送契約手続きの標準処理期間※1：8 営業日※2、3

※1 標準処理期間とは、通常、8 営業日以内に対応が完了することであり、必ずしも常に8 営業日かかるということではない。

※2 高圧の託送契約手続きについては、需要家の設備情報等（特殊計量の有無、契約電力の協議経緯など）について詳細を確認する必要があり、現事業者や新事業者とのやりとりが必要になる等の理由から、一定の日数が必要となる。また、その確認状況や申込の集中度合いによっては、標準処理期間を超えることがある。

※3 第32回制度設計専門会合においては、中国電力の5日、東北電力の5～7日がトッパーナーの処理期間であったが、改めて確認したところ、各作業が全て順調に進んだ場合の最短の処理期間であり、標準処理期間としては8日がトッパーナーの処理期間であった。

スイッチング手続期間の短縮について（2 / 2）

論点2：高圧の通信端末工事の短縮

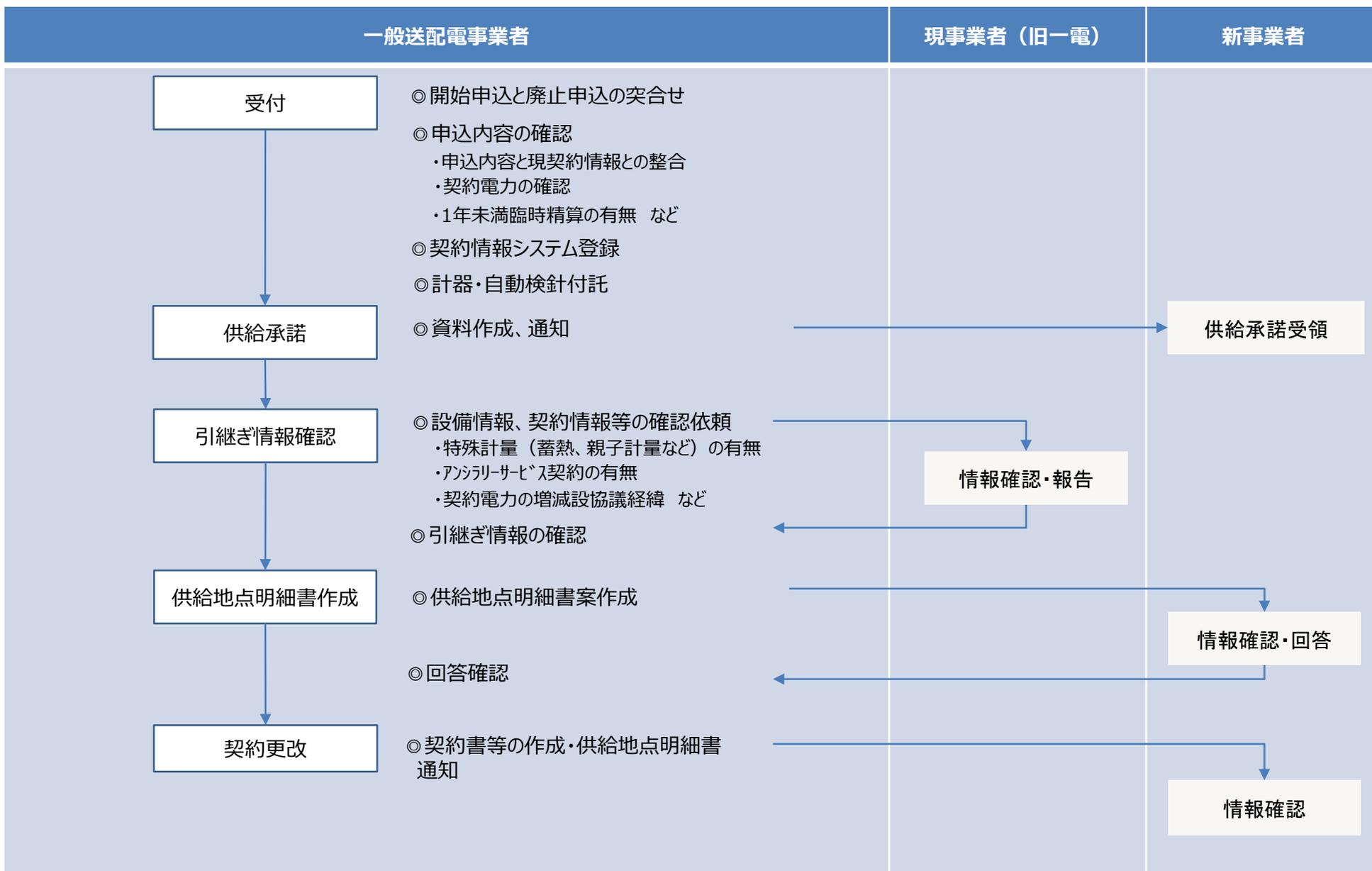
- 託送契約手続きと同様に、高圧の通信端末工事の短縮についても、トップランナーの処理期間に合わせるべきではないか、現在の処理期間を短縮すべきではないかのご意見を頂いた。ご議論を踏まえて、まずは標準処理期間を以下の通りとするよう一般送配電事業者に運用の変更を求めることとしてはどうか。
 - 対象事業者：全ての一般送配電事業者
 - 高圧の通信端末工事の標準処理期間^{※1}：20営業日^{※2}

※1 標準処理期間とは、通常、20営業日以内に対応が完了することであり、必ずしも常に20営業日かかるということではない。

※2 標準処理期間を超えるものとしては、停電工事等で日程調整に時間を要する場合、通信端末の設置スペースがない等工事調整が必要な場合、電波状況が悪く通信線の幹線延伸等、通信端末以外の追加工事が必要な場合等が考えられる。

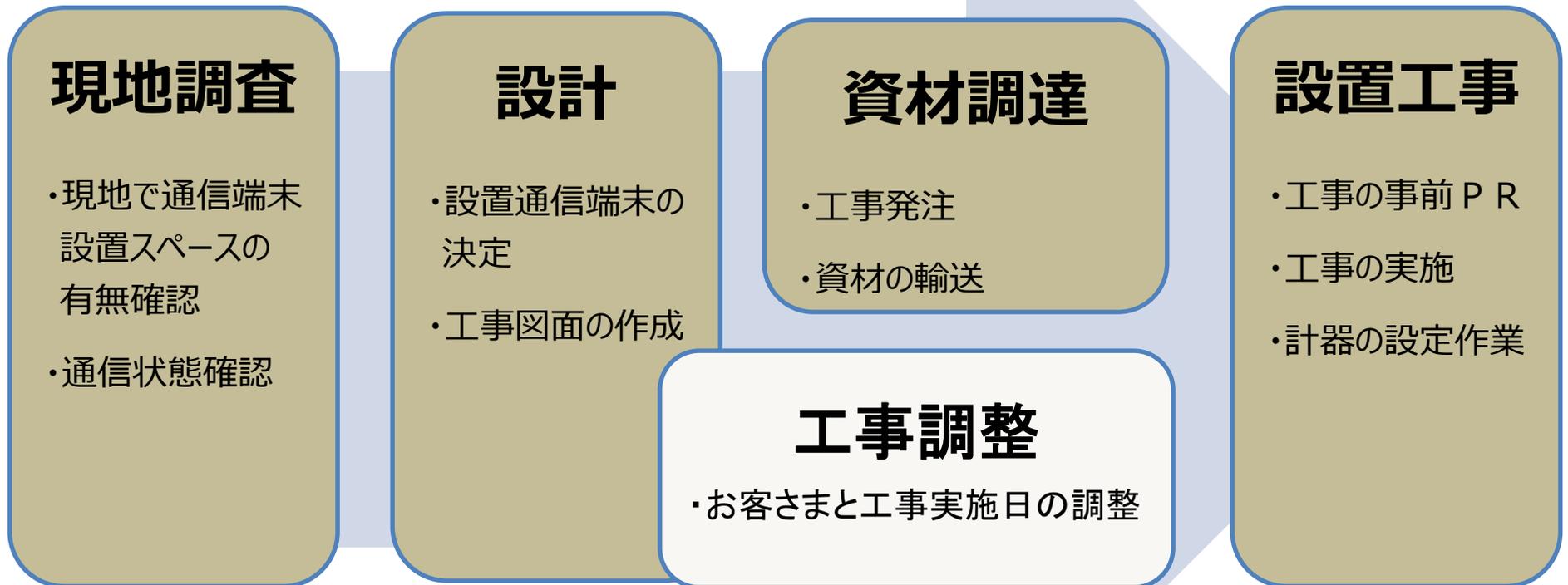
※低圧の場合において実施される計器取替工事は、高圧の通信端末工事と異なり事前の現地調査や需要家との立会調整等を必要とせずに簡易に実施可能となっている。このため、標準処理期間は、託送契約手続きと計器取替工事の合計で8営業日とされている。

(参考) 高圧の託送契約手続き業務フロー



(参考) 高圧のスイッチングにおける通信端末工事 (高圧500kW未満)

○工程の一例



2.2 通信端末工事期間等の短縮

- スwitchングプロセスのうち、託送契約手続については、各エリアの一般送配電事業者による①託送契約の確認、②現小売電気事業者の廃止申込みと新小売電気事業者の開始申込み間の整合性を確認するマッチング処理、③一般送配電事業者の業務システムへの契約情報の登録から構成されている。
- また、通信端末工事については、①当該スイッチング対象の需要家との工事調整(工事に伴う停電日程の調整等)、②資材調達(高圧の需要家の大宗にはデジタルメーターが設置済みであるが、遠隔でデータを取得するために通信端末が設置されていないケースが多いため、その通信端末を調達する)、③設置工事(通信端末を設置する工事) から構成されている。
- 各社を比較した場合、最短で25営業日、最長40営業日とかなりの相違がある。この双方、同様の処理を実施しているにも関わらず、この差が発生することを踏まえ、こうした差が合理的なものであるかについて各社の業務内容を検証し、短期化を図ることが可能か検討していくべきではないか。工事期間の短縮によって、需要家がスイッチング後の新たなサービスを早期に受けることが可能となり、同時に不当な取戻し営業の機会も低減されるのではないか。

	北海道 電力	東北 電力	東京 電力PG	中部 電力	北陸 電力	関西 電力	中国 電力	四国 電力	九州 電力	沖縄 電力
① 託送契約手続	10~ 15	5~ 7	10	10	10	10	5	14	10	13
② 通信端末工事	25	23~ 25	20	30	25	25	20	21	30	15~ 21
合計	35~ 40	28~ 32	30	40	35	35	25	35	40	28~ 34

※注 電力・ガス取引監視等委員会が各社送配電部門からヒアリング。高圧500KW未満の需要家のスイッチングに関する手続期間の調査であるが、高圧500KW以上の場合でも大差はないと考えられる。

※注 工事の施工時期やメーターの在庫状況等により日数は前後する。ここでは各社の標準的な最大処理期間を示している

(参考) 第32回制度設計専門会合における主な意見

論点

意見

論点 ②-1

- 通信端末工事等ののんびりした工程は、是正されるべきであり、トッランナーに合わせて欲しい。こんなところで、40日もかけていたら怠けていると思われるし、そのような事業者は信用されないとも考えている。取戻し営業に関係なく通信端末工事の短縮を実施してほしい。(松村委員)
- 通信端末工事は一概に長いかどうかの判断は難しい。人手の手配や作業について、事業者へ少し話をきいてみたいと考えている。(大橋委員)
- 期間のところは、短期にすべき。(山内委員)
- 通信端末工事期間は、中国電力がトッランナーであるが、その中国電力でさえスマメの取り付け完了時期は2023年度であるので少しでも早く実施して欲しい。(草薙委員)
- 各社のスイッチングプロセスの長さには衝撃的ではある。託送手続きは、短いものは5日で、長いものは10日であるが、それでも長いと考えている。顧客情報がデータ化されていれば、瞬時に終わるものではないかと考えている。(圓尾委員)
- 通信端末工事の標準処理日数は短縮してほしい、従来と比較して早まってきていると考えているが、より早めて欲しいと考えている。(SBパワー、中野オブ)
- スwitchングプロセスが長いというのは、これまで新電力の同時同量を支援するためにスマメを設置することを是としてきた。通信設備工事が長いというのは、同時同量支援のためであるが、工期の短縮を事務局と相談しながら進めていきたいと考えている。(関西電力、白銀オブ)

(参考) 論点 (全体像)

- 「取戻し営業」については、前回までの議論を踏まえ、以下の論点についての検討が必要。本頁以降、論点②-1を中心に検討を行うが、論点②-2および論点③についても実態の調査等を進めており、今後速やかに議論を進めていく。

議論の中心

論点		主な検討ポイント
論点①	スイッチング情報の営業活動等への利用	<ul style="list-style-type: none"> スイッチング情報の営業活動等への利用について、具体的なルール化を実施。
論点②	②-1 スイッチング時の通信端末工事の運用変更	<ul style="list-style-type: none"> 現時点では、初回のスイッチングの際に、新事業者からの供給開始に先立って行っている通信端末設置工事の実施時期について、スイッチング完了後とする運用を行う場合に、当該運用を新事業者の選択制とするのか、原則とするのか等、具体的な運用方法について検討する必要がある。
論点②	②-2 通信端末工事の短縮/託送契約手続き	<ul style="list-style-type: none"> 現在、4~6週間程度を要している旧一電（送配電部門）が行う高圧※の通信端末工事の短縮化に向けて、内容の詳細を確認・精査する必要がある。 現在、5~10日程度を要している新事業者と旧一電（送配電部門）との間の高圧の託送契約手続きの短縮化に向けて、内容の詳細を確認・精査する必要がある。
論点③	差別的廉売行為に関する対応の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 差別的廉売行為の対象を、スイッチング期間中の需要家のみとするかそれ以外の需要家も対象とするのかを検討する必要がある。 廉売と判断する価格の算定方法について検討する必要がある。 上記内容を検討するために、旧一般電気事業者の小売部門に対し、スイッチング期間中に提示した提案内容等について調査を実施している。

※以下、スイッチング支援システムを用いた高圧500kW未満を指す。